

広島県告示第二百六十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和二年三月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	広島県三次市吉舎町吉舎地内				
	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域			
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示	区域の表示及び法第九条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成二十三年政令第八十四号）で定める事項
桜谷川（一四七）	土石流	次の図のとおり	桜谷川（一四七）	土石流	次の図のとおり
白根川（三一五 a）	土石流	次の図のとおり	白根川（三一五 a）	土石流	次の図のとおり
白根川（三一五 b）	土石流	次の図のとおり	白根川（三一五 b）	土石流	次の図のとおり
白根川（三一五 c）	土石流	次の図のとおり	白根川（三一五 c）	土石流	次の図のとおり
吉舎（三二五隣 a）	土石流	次の図のとおり	吉舎（三二五隣 a）	土石流	次の図のとおり
吉舎（三二五隣 b）	土石流	次の図のとおり	吉舎（三二五隣 b）	土石流	次の図のとおり
吉舎谷川（三二五隣 c）	土石流	次の図のとおり	吉舎谷川（三二五隣 c）	土石流	次の図のとおり
吉舎（三二五隣 d）	土石流	次の図のとおり	吉舎（三二五隣 d）	土石流	次の図のとおり
吉舎（九〇一四）	土石流	次の図のとおり	吉舎（九〇一四）	土石流	次の図のとおり
吉舎（九〇一四隣 a）	土石流	次の図のとおり	吉舎（九〇一四隣 a）	土石流	次の図のとおり

吉舎(九〇 一四隣 b)	吉舎(九〇 一四隣 c)	吉舎(九〇 一四隣 d)	吉舎(九〇 一四隣 e)	桜谷川(九 〇二六)	桜谷川(九 〇二六隣 a)	吉舎(九〇 二八隣)	吉舎(九〇 二八)	大岩谷川(九 〇二七)	大岩谷川(九 〇二七隣 a)	大岩谷川(九 〇二七隣 b)	大岩谷川(九 〇二七隣 c)	吉舎(九〇 二九)	吉舎(九〇 三〇)	吉舎(九〇 三〇隣)
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
吉舎(九〇 一四隣 b)	吉舎(九〇 一四隣 c)	吉舎(九〇 一四隣 d)	吉舎(九〇 一四隣 e)	桜谷川(九 〇二六)	桜谷川(九 〇二六隣 a)	吉舎(九〇 二八隣)	吉舎(九〇 二八)	大岩谷川(九 〇二七隣 a)	大岩谷川(九 〇二七隣 b)	大岩谷川(九 〇二七隣 c)	吉舎(九〇 二九)	吉舎(九〇 三〇)	吉舎(九〇 三〇隣)	
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	

各区域については、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県北部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。